

# 頑張るお店を バックアップ!!



**【新規】店舗改装** 上限50万円  
(市内で5年以上営業している店舗対象)



**空き店舗利用で開店** 上限50万円



**あやせの特色の商品開発** 上限10万円



**出店・広告宣伝** 上限10万円  
(イベント出店 チラシ 看板 Web広告)

詳しくは市ホームページ <https://www.city.ayase.kanagawa.jp/>  
もしくは  
綾瀬市商業観光課(0467-70-5685)へお問合せください



商業者の魅力ある店舗づくりを支援し、市内商業の活性化を図ることを目的とし、次のとおり各種補助制度を実施します。また、今年度から店舗改装に要する経費の一部を補助します。

■ **補助対象業種** 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業

※予算の範囲で申込順

≪**新規 店舗改装事業補助金**≫ **受付締切 12月27日**

**市内で5年以上営んでいる自らの店舗を改装する商業者に**

店舗改装に要する経費の一部を補助します。

■ **補助対象経費** ①工事を伴う改装費（市内事業者へ要発注）②設備購入費③備品購入費（1品3万円以上、備品購入のみの経費は対象外）④販売促進に係る広告宣伝費など

■ **対象補助額** 2分の1以内で、上限50万円

※事業開始前にご相談ください

≪**商品開発事業補助金**≫

**本市の特色を生かした商品（販売開始から1年以内）を開発した商業者に**

新商品の開発に要した経費の一部を補助します。

■ **補助対象経費** ①原材料費②パッケージやラベルなどの開発費③マーケティング、調査分析に係る経費④専門家等の招へいにかかる経費など

■ **対象補助額** 2分の1以内で、上限は1商品につき10万円

≪**空き店舗活用事業補助金**≫ **受付締切 12月27日**

**市内の空き店舗を利用して開業か創業する方に**

出店する際に必要な経費の一部を補助します。

■ **補助対象経費** ①工事を伴う改装費（市内事業者へ要発注）②設備購入費③販売促進に係る広告宣伝費④6か月分の賃料など

■ **対象補助額** 2分の1以内で、上限50万円

※事業開始前にご相談ください

≪**販売促進事業補助金**≫

**主力商品などの広告や看板作成、イベントなどの出店をする商業者に**

新商品や主力商品の販売促進に必要な経費の一部を補助します。

■ **補助対象経費** ①出店経費②広告宣伝費など

■ **対象補助額** 2分の1以内で、上限は1事業者につき10万円

※事業開始前にご相談ください

問い合わせ・申し込み方法

〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地 綾瀬市役所 事務棟 5 階 商業観光課

電話：0467-70-5685(直通)

メール：[wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705685@city.ayase.kanagawa.jp)

HP：<https://www.city.ayase.kanagawa.jp>

同課にある申請書類(市ホームページからダウンロード可)に記入し、

郵送又はメール又は綾瀬市商業観光課へ直接提出してください。

なお、商業観光課に直接提出する場合は、事前に連絡してください。

※このチラシに使用している写真は、令和5年度補助金活用事業者の中から掲載しています。



まずは、お気軽に  
お問合せください